

# 熊本県公報

第 1 1 1 1 4 号  
平成 16 年 4 月 26 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

### 告 示

○用途地域の指定のない区域の形態規制値の指定	(建 築 課)	1
○道路の供用開始	(道路総務課)	4
○指定居宅サービス事業所の指定	(介護保険課)	4
○"	( " )	4
○指定居宅支援事業所の指定	( " )	4
○"	( " )	4
○指定介護老人福祉施設の指定	( " )	5
○指定居宅サービス事業所の指定	( " )	5
○"	( " )	5
○指定痴呆対応型共同生活介護事業所の指定	( " )	5
○指定居宅介護支援事業所の指定	( " )	5
○"	( " )	6
○"	( " )	6
○"	( " )	6
○"	( " )	6
○"	( " )	6
○身体障害者福祉法に基づく事業者の指定	(精神保健福祉課)	6
<b>公 告</b>		
○都市計画法第 36 条第 3 項の規定に基づく工事完了公告について	(建 築 課)	7
○"	( " )	7
○八代都市計画公園の変更について	(都市計画課)	7

## 告 示

### 熊本県告示第 444 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 52 条第 1 項第 6 号、同法第 53 条第 1 項第 6 号、同法別表第三五の項（に）の欄及び同法 56 条第 1 項第 2 号二の規定に基づき、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について、容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの限度を次のように定め、平成 16 年 5 月 17 日から施行する。

なお、その関係図書は熊本県土木部建築課において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 4 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

都市計画 区域名	市町村名	法第52条第1項 第6号の規定に より定める数 値	法第53条第1項 第6号の規定に より定める数 値	法別表第三 五の項(に)の 欄の規定によ り定める数値	法第56条第1項 第2号二の規定 により定める 数値
熊本	菊陽町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
	合志町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
	西合志町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
	嘉島町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
	益城町	10分の40	10分の7	1.5	2.5
荒尾	荒尾市	10分の20	10分の6	1.5	1.25
人吉	人吉市	10分の20	10分の7	1.5	1.25
水俣	水俣市	10分の40	10分の7	1.5	2.5
玉名	玉名市	10分の20	10分の7	1.5	1.25
本渡	本渡市	10分の20	10分の6	1.5	1.25
山鹿	山鹿市	10分の20	10分の7	1.5	1.25
牛深	牛深市	10分の40	10分の7	1.5	1.25
菊池	菊池市	10分の20	10分の7	1.5	1.25
宇土	宇土市	10分の20	10分の7	1.5	1.25
	富合町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
城南	城南町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
松橋不知火	松橋町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
	不知火町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
小川	小川町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
長洲	長洲町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
	岱明町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
植木	植木町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
	(添付図に よる)	10分の10	10分の6	1.25	1.25
		10分の30	10分の7	1.5	2.5
大津	大津町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
阿蘇	阿蘇町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
御船	御船町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
鏡	鏡町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
芦北	芦北町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
泗水	泗水町	10分の20	10分の7	1.5	1.25

# 植木町 建築形態規制区分図

